

○浜松市消防団に関する条例

昭和40年3月30日

浜松市条例第16号

改正 昭和40年5月31日浜松市条例第18号

昭和41年3月30日浜松市条例第21号

昭和42年3月25日浜松市条例第10号

昭和45年3月30日浜松市条例第24号

昭和46年3月30日浜松市条例第35号

昭和47年3月30日浜松市条例第34号

昭和48年3月30日浜松市条例第26号

昭和49年3月30日浜松市条例第40号

昭和50年3月28日浜松市条例第22号

昭和50年12月13日浜松市条例第60号

昭和51年3月29日浜松市条例第33号

昭和52年3月30日浜松市条例第32号

昭和53年3月30日浜松市条例第19号

昭和54年3月30日浜松市条例第27号

昭和55年3月31日浜松市条例第32号

昭和56年3月31日浜松市条例第21号

昭和57年3月31日浜松市条例第30号

昭和60年3月30日浜松市条例第35号

昭和60年12月27日浜松市条例第66号

平成元年3月28日浜松市条例第17号

平成3年4月5日浜松市条例第32号

平成4年3月31日浜松市条例第13号

平成9年3月28日浜松市条例第41号

平成12年3月24日浜松市条例第36号

平成15年3月25日浜松市条例第26号

平成16年3月23日浜松市条例第9号

平成17年6月1日浜松市条例第168号

平成18年3月24日浜松市条例第12号

平成18年9月29日浜松市条例第70号
平成18年12月15日浜松市条例第79号
平成18年12月15日浜松市条例第118号
平成19年3月16日浜松市条例第23号
平成20年3月21日浜松市条例第24号
平成20年12月11日浜松市条例第82号
平成26年3月24日浜松市条例第36号
平成30年6月22日浜松市条例第44号
令和元年9月18日浜松市条例第32号
令和3年3月24日浜松市条例第5号

[注] 平成17年6月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、消防団について必要な事項を定める。

(平18条例70・一部改正)

(設置等)

第2条 市に消防団を設置し、その名称、管轄区域及び消防団員の定員は次のとおりとする。

名称 浜松市消防団

管轄区域 浜松市全域

定員 2,864人

(平19条例23・全改、平20条例24・平20条例82・平30条例44・一部改正)

(消防団員の種類)

第3条 消防団に置く消防団員は、基本消防団員及び機能別消防団員とする。

2 基本消防団員は、機能別消防団員以外のすべての消防団員とする。

3 機能別消防団員は、市長が定める特定の消防事務を処理する消防団員とする。

(平19条例23・全改)

第4条 削除

(平19条例23)

(消防団員の任用)

第5条 消防団員は、消防団長（以下「団長」という。）が次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長の承認を得てこれを任命する。

- (1) 市内に居住し、又は勤務する年齢18歳以上の者
- (2) 身体強健、素行善良で、かつ、消防任務に耐えることができる者

（平17条例168・平19条例23・一部改正）

（欠格条項）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第11条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

（平19条例23・令元条例32・一部改正）

（報酬）

第7条 団長には、年額82,500円を報酬として支給する。

- 2 団長以外の基本消防団員には、別表第1に掲げる報酬を支給する。
- 3 団長以外の機能別消防団員には、予算の範囲内において市長が定める額を報酬として支給する。

（平19条例23・全改、平20条例82・一部改正）

（費用弁償）

第8条 消防団員（以下「団員」という。）が災害出動（警戒出動を含む。以下同じ。）

及び訓練に勤務したときは、別表第2に掲げる費用を支給する。

- 2 前項の場合を除き、団員が公務のため旅行するときは、浜松市職員の旅費に関する条例（昭和35年浜松市条例第26号）に規定する行政職給料表の適用を受ける職員の旅費に相当する費用を支給する。この場合において、次の各号に掲げる階級の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職務の級を適用する。

- (1) 団長 9級
- (2) 副団長 8級
- (3) 方面隊長 6級
- (4) 分団長 5級
- (5) 前各号に掲げる階級以外の階級 3級

（平17条例168・平18条例12・平18条例79・平19条例23・平2

0 条例 8 2 ・ 一部改正)

(支給方法)

第 9 条 団員の報酬及び費用弁償の支給方法は、浜松市職員の給与に関する条例（昭和 3 1 年浜松市条例第 3 8 号）及び浜松市職員の旅費に関する条例の例による。

(平 1 7 条例 1 6 8 ・ 一部改正)

(分限)

第 1 0 条 団員が次の各号のいずれかに該当する場合は、任命権者は、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合
- (3) 前 2 号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 定員の改正により過員を生じた場合
- (5) 第 6 条第 1 号に該当する場合

(平 1 7 条例 1 6 8 ・ 令元条例 3 2 ・ 一部改正)

(懲戒)

第 1 1 条 団員が次の各号のいずれかに該当する場合は、任命権者は、これに対し懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

- (1) 消防に関する法令、条例、規則又は規程に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合
- (3) 団員として、ふさわしくない非行があった場合

(平 1 7 条例 1 6 8 ・ 平 1 9 条例 2 3 ・ 一部改正)

(宣誓)

第 1 2 条 新たに団員となった者は、宣誓書（別記様式）に署名しなければ職務を行ってはならない。

(研修)

第 1 3 条 団長は、団員の品位の陶や及び実務に役立つ技能の錬磨につとめ、定期的に研修を行わなければならない。

(出動)

第 1 4 条 団員は、団長の招集があったとき又は非常災害の発生を知ったときは、直ちに
出動し、服務しなければならない。

(管外旅行)

第15条 団員が10日以上居住地を離れる場合は、任命権者にその旨を届け出なければならない。

2 分団に属する団員の半数以上が同時に居住地を離れる場合は、分団長は、団長に届出て許可を受けなければならない。

(平17条例168・一部改正)

(規律)

第16条 団員は、その職責の重要性を自覚し、常に規律を重んじ、職務の遂行にあたっては全力をあげてこれに専念しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

2 浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ケ日町、春野町、佐久間町、水窪町及び龍山村の編入の日(以下「編入日」という。)前に、浜北市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和42年浜北市条例第9号)、天竜市消防団条例(昭和40年天竜市条例第1号)、舞阪町消防団条例(昭和23年舞阪町条例第33号)、雄踏町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成3年雄踏町条例第4号)、細江町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成5年細江町条例第8号)、引佐町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和46年引佐町条例第8号)、三ケ日町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和42年三ケ日町条例第14号)、春野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年春野町条例第232号)、佐久間町消防団条例(昭和31年佐久間町条例第22号)、水窪町消防団条例(昭和25年水窪町条例第2号)又は龍山村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年龍山村条例第19号)(以下これらを「編入前の条例」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による相当規定によりされたものとみなす。

(平17条例168・全改)

3 編入日前にした行為に対する懲戒の適用については、それぞれ編入前の条例の例による。

(平17条例168・全改)

附 則(昭和40年5月31日浜松市条例第18号)

この条例は、昭和40年7月1日から施行する。

附 則（昭和41年3月30日浜松市条例第21号）

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年3月25日浜松市条例第10号）

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年3月30日浜松市条例第24号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年3月30日浜松市条例第35号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月30日浜松市条例第34号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月30日浜松市条例第26号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月30日浜松市条例第40号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月28日浜松市条例第22号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年12月13日浜松市条例第60号）

この条例は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月29日浜松市条例第33号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月30日浜松市条例第32号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月30日浜松市条例第19号）

1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

2 改正後の浜松市消防団に関する条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後勤務する消防団員の費用弁償から適用し、同日前に勤務し、引き続き同日以後勤務する消防団員の費用弁償については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年3月30日浜松市条例第27号）

1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

2 改正後の浜松市消防団に関する条例別表第2の規定は、昭和54年4月1日以後勤務

する消防団員の費用弁償から適用し、同日前に勤務し、引き続き同日以後勤務する消防団員の費用弁償については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年3月31日浜松市条例第32号）

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団に関する条例別表第2の規定は、昭和55年4月1日以後勤務する消防団員の費用弁償から適用し、同日前に勤務し、引き続き同日以後勤務する消防団員の費用弁償については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年3月31日浜松市条例第21号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月31日浜松市条例第30号）

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団に関する条例別表第2の規定は、昭和57年4月1日以後勤務する消防団員の費用弁償から適用し、同日前に勤務し、引き続き同日以後勤務する消防団員の費用弁償については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年3月30日浜松市条例第35号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年12月27日浜松市条例第66号抄）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成元年3月28日浜松市条例第17号）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市消防団に関する条例別表第2の規定は、平成元年4月1日以後勤務する消防団員の費用弁償から適用し、同日前に勤務し、引き続き同日以後勤務する消防団員の費用弁償については、なお従前の例による。

附 則（平成3年4月5日浜松市条例第32号）

この条例は、平成3年5月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日浜松市条例第13号）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、平成4年4月1日以後勤務する消防団員の費用弁償から適用し、同日前に勤務し、引き続き同日以後勤務する消防団員の費用弁償については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 3 月 2 8 日浜松市条例第 4 1 号）

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 3 月 2 4 日浜松市条例第 3 6 号）

- 1 この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 民法の一部を改正する法律（平成 1 1 年法律第 1 4 9 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者に関する本条例の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 5 年 3 月 2 5 日浜松市条例第 2 6 号）

この条例は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 6 年 3 月 2 3 日浜松市条例第 9 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項、第 1 1 条の 2 第 2 項及び第 2 0 条の改正規定、附則に 1 項を加える改正規定、別表第 1 の改正規定並びに次項から附則第 1 5 項まで及び附則第 1 7 項の規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 6 月 1 日浜松市条例第 1 6 8 号）

この条例は、平成 1 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 3 月 2 4 日浜松市条例第 1 2 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 9 月 2 9 日浜松市条例第 7 0 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 1 2 月 1 5 日浜松市条例第 7 9 号）

この条例は、平成 1 9 年 3 月 3 日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 1 2 月 1 5 日浜松市条例第 1 1 8 号）

この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 3 月 1 6 日浜松市条例第 2 3 号）

- 1 この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 浜松市防災会議条例(昭和 3 7 年浜松市条例第 3 4 号)の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成 2 0 年 3 月 2 1 日浜松市条例第 2 4 号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月11日浜松市条例第82号）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、平成21年4月1日以後勤務する消防団員の費用弁償から適用し、同日前に勤務し、引き続き同日以後勤務する消防団員の費用弁償については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月24日浜松市条例第36号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月22日浜松市条例第44号）

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和元年9月18日浜松市条例第32号）

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。
- 2 浜松市消防団員退職報償金支給条例（昭和39年浜松市条例第41号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和3年3月24日浜松市条例第5号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

（平20条例82・全改、平26条例36・一部改正）

階級	支給額（年額）
副団長	69,000円
方面隊長	60,000円
分団長	50,500円
副分団長	45,500円
部長	37,000円
班長	37,000円
団員	36,500円

別表第2（第8条関係）

（平20条例82・全改）

区分	支給額
災害出動	1回につき3,000円

訓練	1回につき2,000円
----	-------------

備考 災害出動に引き続き4時間を超えて勤務したときの計算は、4時間を超える4時間までごとに1回の勤務があったものとみなす。

別記様式(第 12 条関係)

宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を擁護し、命令・条例及び規則を遵守し、誠実かつ、公平並びに偏見を避け、なにびとも恐れず、良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓います。

年 月 日

浜松市消防団
氏 名

別記様式（第12条関係）

（平17条例168・平19条例23・令3条例5・一部改正）